

第10回 あわら市9条の会おしゃべりの場

憲法9条を守り、平和を願う人々が登場し、自由に意見交換します。

〈お話〉

「基準地震動」の過小評価。大飯原発を再稼働すべきではありません。

「福井から原発を止める裁判の会」記録係

小野寺和彦さん

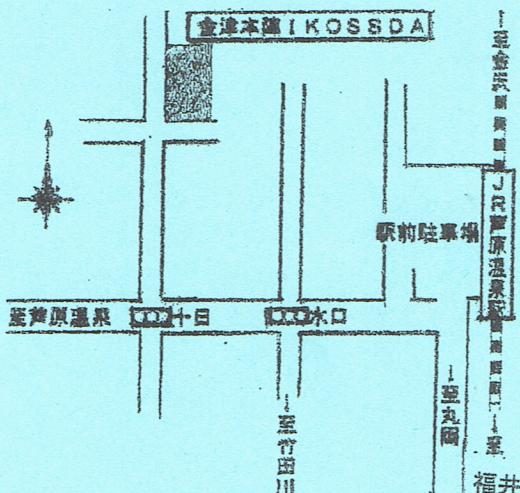
◆日・時 9月29日(土) 14時より

- ・お話 14時00分～15時00分
- ・意見交換 15時00分～16時00分

◆ところ 金津本陣 IKOSSDA 3階第1研修室

あわら市春宮2-14-1 TEL 73-5158

◆会 費 300円(会場費・資料代)



7月4日、関西電力大飯原発3,4号機に対する運転差し止めの控訴審で名古屋高裁金沢支部は、東京電力福島第1原発事故を教訓に運転差し止めを命じた一審判決(福井地裁 樋口判決)を覆す不当な判決を言い渡しました。その内容は、樋口判決とは真逆で、裁判所として原発について主体的に判断することをせず、国

や関電の言い分をなぞった薄っぺらなものです。

「基準地震動」の過小評価
同じ控訴審では、原発の耐震設計の要をなす「基準地震動」について、元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦・東京大学名誉教授が「過小評価されている」と証言しました。同原発の基準地震動を導くには適切でない計算式を使ったこと

が明らかになりました。地盤調査でも、関電は震源の深さを最大で15%と想定しながら1.5%までの一部調査をとどめるなどの恣意的な評価も判明しました。

このことについて、小野寺さんには、わかりやすくお話ししていただけます。

ぜひともご参加いただき、原発再稼働反対の声を大きくしましょう。

◆主催 あわら市9条の会(連絡先 090-3292-9029 中野)